

法改正 情報	<b>山本浩司のオートマシステム</b> <b>5 不動産登記法 II 第6版</b>	4392
-----------	--	------

本書において刊行後に法改正がございました。そのため、内容の一部に変更が生じております。恐れ入りますが、本法改正情報をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

【改正内容について】

平成30年4月1日に通達の改正がありました。  
該当箇所は本書P511以降です。

「被相続人 甲野太郎 法定相続情報」について、新通達には次の記載があります。

- 1 被相続人の本籍を記載することが推奨されています。
- 2 被相続人との続柄の表記については、戸籍に記載される続柄を記載することとする。  
例) 夫 妻 長男 長女 養子など。  
→ただし、その続柄は、被相続人とのものであることを要するため。例えば兄弟相続では「姉」「弟」などとし、代襲相続では「孫」などとする。  
→申出人の任意により「配偶者」「子」などと表記することも差し支えない（プライバシーを書きたくない人への配慮であろう）。

ページ	現 状	改正後
513	参考問題1の答え  ×  コメント 法定相続情報一覧図に相続人の住所がある場合、その写しをもって住所証明情報として取り扱うことができるようになりました。	○

以 上